

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 27 年 3 月期】

岡三証券株式会社

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 27 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、
公衆の縦覧に供するために作成したものです。

岡三証券株式会社

(注) 本説明書中の記載金額等は表示単位未満を切り捨てております。

目 次

I. 当社の概況及び組織に関する事項	3
1. 商号	3
2. 登録年月日	3
3. 沿革及び経営の組織	3
4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	5
5. 役員の氏名又は名称	5
6. 政令で定める使用人の氏名	7
7. 業務の種類	7
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	8
9. 他に行っている事業の種類	9
10. 指定紛争解決機関及び加入する金融商品取引業協会等	10
11. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	10
12. 加入する投資者保護基金の名称	10
13. 金融商品取引業等に関する内閣府令第 7 条第 3 号イ、第 3 号の 2 イ及び第 4 号から第 9 号までに掲げる事項のうち当社が行う業務	10
14. 苦情処理及び紛争解決の体制	10
II. 業務の状況に関する事項	11
1. 当期の業務の概要	11
2. 業務の状況を示す指標	14
III. 財産の状況に関する事項	18
1. 経理の状況	18
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	32
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	34
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	35
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	35
IV. 管理の状況	36
1. 内部管理の状況の概要	36
2. 分別管理等の状況	37
V. 連結子会社等の状況に関する事項	39
1. 企業集団の構成	39
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等	39

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

岡三証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

平成 19 年 9 月 30 日（関東財務局長（金商）第 53 号）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

当社は平成 15 年 4 月 10 日、岡三証券株式会社（昭和 19 年 8 月設立、現・株式会社岡三証券グループ）の持株会社体制移行に際し、同社の完全子会社として設立され、今日に至っております。

年 月	沿 革
平成 15 年 4 月	岡三証券分割準備株式会社として資本金 1 億円にて設立。 本店 東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号。
平成 15 年 7 月	有償株主割当増資により資本金 5 億円となる。 証券会社として登録。
平成 15 年 10 月	岡三証券株式会社（現社名 株式会社岡三証券グループ）より、証券業その他の営業を承継するとともに、社名を岡三証券株式会社へ変更し、営業を開始（資本金 50 億円）。 元引受業務の認可を受ける。
平成 16 年 1 月	有価証券店頭デリバティブ取引業務の認可を受ける。
平成 17 年 9 月	アジア情報館(アジア営業所)を開設。
平成 18 年 12 月	上海駐在員事務所を開設。
平成 19 年 9 月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録。
平成 20 年 4 月	株式会社岡三経済研究所を吸収合併。
平成 20 年 8 月	投資情報部門を移転・集約して「岡三グローバルリサーチセンター」を開設。
平成 23 年 1 月	東京都中央区日本橋室町に室町本店を開設し、本社機能の一部を移転。
平成 25 年 9 月	室町トレーディングルームを開設。
平成 26 年 4 月	ロンドン駐在員事務所を開設。
平成 26 年 12 月	日本橋室町店を開設。

4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
株式会社岡三証券グループ	100 千株	100.00%

5. 役員の氏名又は名称

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役名誉会長	加藤 精一	無	常勤
取締役社長	新堂 弘幸	有	常勤
専務取締役	高松 重之	有	常勤
専務取締役	田中 充	有	常勤
常務取締役	寺山 彰	無	常勤
常務取締役	村井 博幸	無	常勤
常務取締役	古賀 伸一	有	常勤
常務取締役	国広 昭彦	無	常勤
常務取締役	渡辺 正一	無	常勤
常務取締役	松田 聡	無	常勤
常務取締役	吉村 健也	無	常勤
取締役	加藤 哲夫	無	常勤
取締役	新芝 宏之	有	常勤
取締役	青木 義一	無	常勤
取締役	関根 淳	無	常勤
取締役	林 俊男	無	常勤
取締役	辻 和彦	無	常勤
取締役	盛本 孝幸	無	常勤
取締役	松本 貴司	無	常勤
取締役	藤野 敦	無	常勤
取締役	清原 俊和	無	常勤
取締役	榊 芳男	無	常勤
取締役	豊永 聡	無	常勤
取締役	早川 政博	無	常勤
取締役	池田 嘉宏	無	常勤
取締役	綿川 昌明	無	常勤
監査役	斎藤 秋生	—	常勤
監査役	北住 勲	—	非常勤
監査役	飯田 真治	—	非常勤

なお、最近日現在の役員の氏名及び担当職等は次のとおりであります。

(平成 27 年 7 月 13 日現在)

役 職 名	氏名	担当職	代表権 の有無	常勤・非 常勤の別
取締役名誉会長	加藤 精一		無	常勤
取締役社長	新堂 弘幸		有	常勤
専務取締役	高松 重之	アジア室担当	有	常勤
専務取締役	田中 充	営業本部長	有	常勤
専務取締役	寺山 彰	金融法人部門・法人営業部門・引受部門 管掌 兼法人業務部担当	有	常勤
常務取締役	村井 博幸	企画部門・友好証券部担当	無	常勤
常務取締役	国広 昭彦	トレーディング部門・投資情報部門 管掌 兼商品部門・商品運用部担当	無	常勤
常務取締役	渡辺 正一	中部地区担当	無	常勤
常務取締役	松田 聡	管理部門管掌 兼総務部・事務企画部・ リスク管理部・システム企画部担当	無	常勤
常務取締役	吉村 健也	首都圏地区・東日本地区・日本橋本店・ 日本橋室町店担当	無	常勤
常務取締役	辻 和彦	取引審査部・業務監査部・法務部管掌 兼検査部担当	有	常勤
常務取締役	藤野 敦	金融法人部門・法人営業部門副管掌	無	常勤
取締役	加藤 哲夫		無	常勤
取締役	新芝 宏之		有	常勤
取締役	関根 淳	法人営業支援部担当	無	常勤
取締役	林 俊男	取引審査部・業務監査部・法務部・ 引受審査部担当	無	常勤
取締役	盛本 孝幸	西日本地区担当	無	常勤
取締役	松本 貴司	トレーディング部門担当	無	常勤
取締役	清原 俊和	関西地区担当	無	常勤
取締役	榊 芳男	財務部・経理部・決済部担当	無	常勤
取締役	豊永 聡	投資情報部門担当	無	常勤
取締役	早川 政博	人事部門・秘書室担当	無	常勤
取締役	池田 嘉宏	金融法人部門担当	無	常勤
取締役	綿川 昌明	営業支援部・営業企画部・八千代支店・ カスタマーセンター・アジア営業所 担当	無	常勤
取締役	鳥山 望	引受部・資本市場部担当	無	常勤
取締役	小川 修	法人営業部門管掌付	無	常勤
取締役	土屋 文明	東海地区・北陸地区担当	無	常勤
取締役	今仲 章	財務部・経理部副担当 兼財務部長	無	常勤
監査役	斎藤 秋生		—	常勤
監査役	北住 勲		—	非常勤
監査役	飯田 真治		—	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

(1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

氏 名	役 職 名
富水流 孝 二	取引審査部・業務監査部・法務部副担当
船 津 典 彦	業務監査部長
見 並 克 也	取引審査部長
村 田 尚 士	検査部長
東 徹	法務部長

(注) 平成 27 年 4 月 1 日付で、取引審査部長は中島 成晃に変更となっております。

(2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

氏 名	役 職 名
藤 本 幸 宏	法人業務部長

(注) 平成 27 年 4 月 1 日付で、法人業務部長は勅使河原 淳に変更となっております。

7. 業務の種別

(1) 金融商品取引業

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

業 務 の 種 別
①第一種金融商品取引業 <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> a. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引 b. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理 c. 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 d. 外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理 e. 有価証券等清算取次ぎ f. 有価証券の売出し g. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い ・金融商品取引法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> a. 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 b. 店頭デリバティブ取引についての有価証券等清算取次ぎ ・有価証券の引受け ・有価証券等管理業務
②第二種金融商品取引業
③投資助言・代理業

(2) 金融商品取引業に付随する業務

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

業 務 の 種 別
①有価証券の貸借業務並びにその媒介及び代理業務
②信用取引に付随する金銭の貸付業務
③保護預り有価証券担保貸付業務
④有価証券に関する顧客の代理業務
⑤受益証券に係る収益金、償還金及び解約金の支払いに係る代理業務
⑥投資証券等に係る金銭の分配、払戻金及び残余財産の分配並びに利息及び償還金の支払いに係る代理業務
⑦累積投資契約の締結業務
⑧有価証券に関連する情報の提供及び助言（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号に掲げる行為に該当するものを除く。）業務
⑨他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換及び株式移転に関する相談に応じ、並びにこれらに関し仲介を行う業務
⑩他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
⑪譲渡性預金その他金銭債権（有価証券に該当するものを除く。）の売買及びその媒介並びに取次ぎ及び代理業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本店	〒103-8278 東京都中央区日本橋 1-17-6
本町本店	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 2-2-1
日本橋室町店	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 2-2-1
岡三カスタマーセンター	〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-22-16
アジア情報館	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-4-7
札幌支店	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西 3-1-8
仙台支店	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 3-6-1
勝田支店	〒312-0045 茨城県ひたちなか市勝田中央 12-15
大宮支店	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
柏支店	〒277-0005 千葉県柏市柏 2-6-8
千葉支店	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 1-15-9
浅草支店	〒111-0034 東京都台東区雷門 2-4-8
池袋支店	〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-18-2
新宿支店	〒163-1502 東京都新宿区西新宿 1-6-1
渋谷支店	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-7-7
大手町支店	〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-6-10
虎ノ門支店	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-3-2
大森支店	〒140-0013 東京都品川区南大井 6-28-11
八王子支店	〒192-0046 東京都八王子市明神町 4-7-15
横浜支店	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 2-27
沼津支店	〒410-0801 静岡県沼津市大手町 2-4-1
静岡支店	〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町 4-1
浜松支店	〒430-0933 静岡県浜松市中区鍛冶町 140-2
恵那支店	〒509-7201 岐阜県恵那市大井町 201-10
名古屋支店	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 4-2-28
金山支店	〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山 1-13-6
刈谷支店	〒448-0858 愛知県刈谷市若松町 2-101
金沢支店	〒920-0961 石川県金沢市香林坊 1-2-20
四日市支店	〒510-0086 三重県四日市市諏訪栄町 20-11
鈴鹿支店	〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 4-87-2

名 称	所 在 地
津 支 店	〒514-0032 三重県津市中央 5-20
津支店久居営業所	〒514-1118 三重県津市久居新町 3002-3
伊賀上野支店	〒518-0861 三重県伊賀市上野東町 2922
名張支店	〒518-0775 三重県名張市希中央 5 番町 11
名張支店桔梗が丘営業所	〒518-0622 三重県名張市桔梗が丘 2 番町 7-18
松阪支店	〒515-0083 三重県松阪市中町 6-8-1
伊勢支店	〒516-0074 三重県伊勢市本町 11-1
志摩支店	〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 4042
尾鷲支店	〒519-3616 三重県尾鷲市中村町 3-36
京都支店	〒600-8007 京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町 63-1
宮津支店	〒626-0041 京都府宮津市鶴賀 2066-69
大阪支店	〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 1-8-7
梅田支店	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-12-17
阿倍野支店	〒545-0052 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-10-1-100
千里支店	〒565-0862 大阪府吹田市津雲台 1-2-D9
東大阪支店	〒577-0841 大阪府東大阪市足代 2-3-6
堺支店	〒590-0946 大阪府堺市堺区熊野町東 1-1-2
藤井寺支店	〒583-0027 大阪府藤井寺市岡 2-12-6
奈良支店	〒630-8231 奈良県奈良市本子守町 1-1
和歌山支店	〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁 11
神戸支店	〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町 1-1-2
姫路支店	〒670-0911 兵庫県姫路市十二所前町 45
岡山支店	〒700-0825 岡山県岡山市北区田町 1-3-6
玉野支店	〒706-0002 岡山県玉野市築港 2-4-12
広島支店	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 2-8-4
宇部支店	〒755-0043 山口県宇部市相生町 9-7
松山支店	〒790-0005 愛媛県松山市花園町 1-3
宇和島支店	〒798-0034 愛媛県宇和島市錦町 3-20
福岡支店	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1-12-20
熊本支店	〒860-0803 熊本県熊本市中央区新市街 11-18

(注) 平成 27 年 7 月 13 日付で、八千代支店（千葉県八千代市八千代台東 1-1-10）を開業いたしました。

9. 他に行っている事業の種類

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

他に行っている事業の種類
①組合契約の締結並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務
②匿名組合契約の締結並びにその媒介、取次ぎ及び代理業務
③保険業法に規定する保険募集
④確定拠出年金法に規定する確定拠出年金運営管理業
⑤国民年金基金連合会の委託を受けて行う個人型年金に係る受付業務
⑥信託業法に規定する信託契約代理業
⑦信託兼営金融機関が行う遺言執行及び遺産整理に係る契約締結の媒介業務
⑧顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

10. 指定紛争解決機関及び加入する金融商品取引業協会等
 - (1) 指定紛争解決機関（第一種金融商品取引業）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）
 - (2) 加入する金融商品取引業協会
日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

（注）平成 27 年 5 月 29 日付で一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入しております。
 - (3) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称（第二種金融商品取引業）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

11. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
札幌証券取引所、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、東京金融取引所

12. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金

13. 金融商品取引業等に関する内閣府令第 7 条第 3 号イ、第 3 号の 2 イ及び第 4 号から第 9 号までに掲げる事項のうち当社が行う業務
有価証券関連業

14. 苦情処理及び紛争解決の体制
 - (1) 第一種金融商品取引業
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下、「F I N M A C」という。）との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置
 - (2) 第二種金融商品取引業
F I N M A C を利用する措置

（注）平成 27 年 5 月 29 日付で一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入したことに伴い、一般社団法人第二種金融商品取引業協会（F I N M A C に業務委託）を利用する措置に変更となっております。
 - (3) 投資助言・代理業
一般社団法人日本投資顧問業協会（F I N M A C に業務委託）を利用する措置

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期におけるわが国経済は、個人消費は一部で改善の動きに鈍さが見られるものの、雇用・所得環境の改善、輸出の持ち直しの動き、企業収益が改善するなかで設備投資が緩やかに増加基調になるなど、全体として見れば回復基調が続きました。他方で物価の現状については、消費増税の影響を除くと、エネルギー価格下落の影響から、消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は前年同月比0%台前半へ減速しました。

為替市場は、ドル円相場において当初は膠着感の強い展開が続きましたが、8月下旬以降は円安ドル高の動きが強まりました。10月にFRB（連邦準備制度理事会）が量的緩和策を終了したのに対し日銀が追加緩和を決定すると、円安ドル高がさらに加速し、3月には一時1ドル=122円台まで円安ドル高が進みました。一方、ユーロ円相場は年明け以降、欧州中央銀行の一段の金融緩和を意識した動きとなりました。12月上旬には1ユーロ=149円台をつけましたが、3月に欧州中央銀行が国債購入を開始すると1ユーロ=126円台まで円高ユーロ安が進みました。

株式市場は、消費増税に伴う景気停滞懸念等から、当初は調整含みで推移しましたが、5月下旬以降は国内年金と見られる買いが株価を下支えし、戻り歩調に転じました。下期に入ると、景気の先行き不安を背景とした世界的な株安を嫌気し売りが膨らむ場面もありましたが、日銀の追加緩和や、衆院解散総選挙後の政策進展期待等が追い風となりました。年明け以降も、日本企業の変化等を好感する海外投資家の買いが日本株の上昇を主導し、年度末の日経平均株価は19,206円99銭と約15年ぶりに19,000円台に乗せ、年間上昇率は29.5%となりました。

債券市場は、金融緩和に支えられて、年度を通じて利回りは緩やかな低下基調となりました。10月の追加緩和決定以降は利回りの低下が加速し、1月には10年国債利回りが一時過去最低の0.195%まで低下しました。その後も利回りの上昇は限定的となり、10年国債利回りは0.40%で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、当社では、豪証券会社との提携により海外アライアンスを拡充したほか、本社機能との連携を強めた新店舗「日本橋室町店」を開設する等営業力を強化しました。

以上の結果、当期における当社の営業収益は743億45百万円（前期比92.7%）、純営業収益は731億97百万円（同92.8%）となりました。販売費・一般管理費は506億33百万円（同98.3%）となり、経常利益は228億63百万円（同82.4%）、当期純利益は145億45百万円（同87.1%）となりました。

【受入手数料】

受入手数料の合計は455億89百万円（前期比85.7%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

① 委託手数料

当期における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は28億56百万株（前期比82.6%）、売買代金は2兆6,639億円（同92.3%）となりました。こうしたなか、株式委託手数料は143億41百万円（同63.8%）となりました。また、債券委託手数料は6百万円（同42.6%）、その他の委託手数料は4億57百万円（同173.0%）となり、委託手数料の合計は148億6百万円（同65.1%）となりました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当期においては、エクイティファイナンスでは株式相場の上昇を受けた大型案件が寄与しました。また、新規公開株式においては上場主幹事案件を手掛けました。一方、債券引受けでは、地方債や事業債の主幹事を務めたほか、大型事業債および政府保証債を積極的に引受けました。これらの結果、株式の手数料は3億8百万円（前期比81.9%）、債券の手数料は1億39百万円（同99.1%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は4億48百万円（同86.6%）となりました。

③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当期においては、世界的な金融緩和に伴う株高を享受できる株式ファンドや高利回り商品に投資するファンドのほか、米国の利上げ観測に伴う円安ドル高の動きに注目した関連ファンドの販売が好調でした。また、JPX日経インデックス400に投資するファンド等を新規に導入しました。これらの結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は235億66百万円（前期比99.2%）となりました。また、その他の受入手数料につきましては、投資信託の信託報酬等により、67億68百万円（同109.6%）となりました。

【トレーディング損益】

当期においては、米国経済が堅調に推移したほか、日欧中央銀行による金融緩和の拡大や国内年金のリスク資産の組入比率拡大により、株式相場は国内外ともに上昇していたなかで、米国株の取扱高が順調に推移しました。これらの結果、株券等トレーディング損益は157億61百万円（前期比118.1%）、債券等トレーディング損益は112億62百万円（同94.8%）となり、その他のトレーディング損益15百万円（前期は2億77百万円の損失）を含めたトレーディング損益の合計は270億39百万円（前期比108.4%）となりました。

【金融収支】

金融収益は17億16百万円（前期比81.6%）、金融費用は11億48百万円（同83.8%）となり、差引の金融収支は5億68百万円（同77.5%）となりました。

【販売費・一般管理費】

販売費・一般管理費は、主に取引関係費の減少により、506億33百万円（前期比98.3%）となりました。

【営業外損益及び特別損益】

営業外収益は3億53百万円、営業外費用は53百万円となりました。また、特別損失は1億80百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

区分 \ 期別	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
資 本 金	5,000	5,000	5,000
発 行 済 株 式 総 数	100,000 株	100,000 株	100,000 株
営 業 収 益	63,079	80,239	74,345
(受 入 手 数 料)	(37,541)	(53,192)	(45,589)
((委 託 手 数 料))	((11,523))	((22,752))	((14,806))
((引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料))	((414))	((517))	((448))
((募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料))	((20,329))	((23,748))	((23,566))
((その他の受入手数料))	((5,274))	((6,173))	((6,768))
(トレーディング損益)	(23,864)	(24,943)	(27,039)
((株券等トレーディング損益))	((11,200))	((13,340))	((15,761))
((債券等トレーディング損益))	((13,258))	((11,880))	((11,262))
((その他のトレーディング損益))	((△594))	((△277))	((15))
純 営 業 収 益	61,683	78,869	73,197
経 常 損 益	14,603	27,738	22,863
当 期 純 損 益	8,693	16,698	14,545

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移（先物取引を除く）

(単位：百万円)

区分 \ 期別	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
自 己	1,590,171	1,865,789	1,828,503
委 託	10,410,951	17,156,045	8,420,260
計	12,001,123	19,021,834	10,248,764

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、
売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

区 分		引 受 高	売 出 高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の総額	募 集 の 取 扱 高	売 出 しの 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高	特定投資 家向け売 付け勧誘 等の取扱 高
平成 25 年 3 月 期	株 券	21,484	20,088	—	—	0	—	—
	国 債 証 券	—	—	—	2,118	—	—	—
	地 方 債 証 券	145,766	—	—	145,766	—	—	—
	特 殊 債 券	222,400	—	—	240,400	—	—	—
	社 債 券	475,155 (—)	119,589 (119,589)	— (—)	35,855 (—)	— (—)	440,300 (—)	— (—)
	受 益 証 券	—	—	—	1,939,011	—	50,580	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
平成 26 年 3 月 期	株 券	11,713	11,249	—	—	0	—	—
	国 債 証 券	—	—	—	3,526	—	—	—
	地 方 債 証 券	191,524	—	—	191,524	—	—	—
	特 殊 債 券	187,600	—	—	211,600	—	—	—
	社 債 券	308,850 (—)	165,780 (165,780)	— (—)	29,850 (—)	— (—)	279,000 (—)	— (—)
	受 益 証 券	—	—	—	2,234,435	—	168,210	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
平成 27 年 3 月 期	株 券	7,833	7,987	—	—	6	—	—
	国 債 証 券	—	—	—	5,985	—	—	—
	地 方 債 証 券	196,173	—	—	196,173	—	—	—
	特 殊 債 券	128,300	—	—	164,300	—	—	—
	社 債 券	423,100 (—)	170,325 (170,325)	— (—)	45,200 (—)	— (—)	377,900 (—)	— (—)
	受 益 証 券	—	—	—	2,193,139	—	176,163	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(注) () 内は、外国証券に係る数値で、内書きであります。

(3) その他業務の状況

① 金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務の状況

期 別	売 買 高
平成 25 年 3 月期	26 百万円
平成 26 年 3 月期	79 百万円
平成 27 年 3 月期	—

(注) 平成 26 年 2 月 1 日付で「金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務」を廃止いたしました。

② 組合契約及び匿名組合契約の締結並びにそれらの媒介、取次ぎ及び代理業務の状況

期 別	組 合 契 約		匿 名 組 合 契 約	
	契約件数	契 約 額	契約件数	契 約 額
平成 25 年 3 月期	—	—	—	—
平成 26 年 3 月期	—	—	—	—
平成 27 年 3 月期	—	—	—	—

③ 保険業法に規定する保険募集の状況

期 別	取 扱 高
平成 25 年 3 月期	860 百万円
平成 26 年 3 月期	29 百万円
平成 27 年 3 月期	83 百万円

④ 確定拠出年金運営管理業務の状況

期 別	企 業 型		個 人 型	
	受託件数	拠 出 残 高	受託件数	拠 出 残 高
平成 25 年 3 月期	3 件	3,795 百万円	65 件	1,113 百万円
平成 26 年 3 月期	2 件	5,235 百万円	69 件	1,279 百万円
平成 27 年 3 月期	3 件	4,156 百万円	29 件	1,379 百万円

⑤ 信託業法に規定する信託契約代理業

期 別	契 約 件 数
平成 25 年 3 月期	—
平成 26 年 3 月期	—
平成 27 年 3 月期	—

⑥ 信託兼営金融機関が行う遺言執行及び遺産整理に係る契約締結の媒介業務の状況

期 別	収 益 金 額
平成 25 年 3 月期	—
平成 26 年 3 月期	—
平成 27 年 3 月期	—

⑦ 顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務の状況

期 別	契 約 件 数
平成 25 年 3 月期	—
平成 26 年 3 月期	1 件
平成 27 年 3 月期	1 件

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

区 分		期 別	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
基 本 的 項 目		(A)	57,047	68,750	78,313
補 完 的 項 目	その他有価証券評価差額金（評価益）		—	2	10
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		913	1,280	1,461
	一 般 貸 倒 引 当 金		14	16	13
	短 期 劣 後 債 務		7,900	6,725	8,775
計		(B)	8,827	8,025	10,260
控 除 資 産		(C)	8,917	9,114	9,392
固定化されていない自己資本の額		(A) + (B) - (C) (D)	56,958	67,661	79,182
リ ス ク 相 当 額	市 場 リ ス ク 相 当 額		2,883	2,780	3,014
	取 引 先 リ ス ク 相 当 額		1,407	1,436	1,331
	基 礎 的 リ ス ク 相 当 額		11,542	12,919	12,595
	計	(E)	15,833	17,137	16,941
自己資本規制比率		(D) / (E) × 100	359.7%	394.8%	467.3%

(注) 短期劣後債務は劣後特約付借入金であります。

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：人)

区 分	平成 25 年 3 月期末	平成 26 年 3 月期末	平成 27 年 3 月期末
使 用 人	2,176	2,252	2,358
(うち 外務員)	2,095	2,175	2,279

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
	金 額		金 額	
(資 産 の 部)				
流 動 資 産				
現 金 ・ 預 金		13,780		15,456
預 託 金		20,384		22,444
顧 客 分 別 金 信 託	20,300		22,400	
そ の 他 の 預 託 金	84		44	
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品		213,774		215,909
商 品 有 価 証 券 等	213,755		215,833	
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	18		76	
信 用 取 引 資 産		55,629		48,318
信 用 取 引 貸 付 金	53,106		44,883	
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	2,522		3,434	
有 価 証 券 担 保 貸 付 金		150,379		169,979
借 入 有 価 証 券 担 保 金	150,379		169,979	
立 替 金		169		90
短 期 差 入 保 証 金		2,766		1,913
有 価 証 券 等 引 渡 未 了 勘 定		2		33
短 期 貸 付 金		185		174
未 収 収 益		1,724		1,587
繰 延 税 金 資 産		1,381		1,079
そ の 他 の 流 動 資 産		817		900
貸 倒 引 当 金		△ 16		△ 14
流 動 資 産 計		460,977		477,872
固 定 資 産				
有 形 固 定 資 産		2,360		2,633
建 物	1,073		1,405	
器 具 備 品	974		990	
リ ー ス 資 産	298		237	
建 設 仮 勘 定	14		—	
無 形 固 定 資 産		341		304
ソ フ ト ウ ェ ア	131		106	
リ ー ス 資 産	47		35	
そ の 他	162		162	
投 資 そ の 他 の 資 産		5,719		5,792
投 資 有 価 証 券	631		649	
長 期 差 入 保 証 金	2,999		3,337	
繰 延 税 金 資 産	1,716		1,489	
そ の 他	1,295		1,124	
貸 倒 引 当 金	△ 923		△ 808	
固 定 資 産 計		8,421		8,730
資 産 合 計		469,398		486,602

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
	金 額		金 額	
(負 債 の 部)				
流動負債				
トレーディング商品		144,677		145,102
商品有価証券等	144,626		145,100	
デリバティブ取引	51		2	
約定見返勘定		7,147		20,360
信用取引負債		13,787		13,794
信用取引借入金	8,221		5,758	
信用取引貸証券受入金	5,565		8,035	
有価証券担保借入金		24,262		69,695
有価証券貸借取引受入金	24,262		69,695	
預り金		19,714		25,397
受入保証金		9,418		7,941
有価証券等受入未了勘定		2		112
短期借入金		151,215		95,040
未払金		8,568		5,986
未払法人税等		2,552		1,116
賞与引当金		1,940		2,120
その他の流動負債		2,137		2,301
流動負債計		385,423		388,968
固定負債				
長期借入金		2,775		7,000
退職給付引当金		4,797		4,441
役員退職慰労引当金		254		258
資産除去債務		640		758
その他の固定負債		473		389
固定負債計		8,941		12,848
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金		1,280		1,461
特別法上の準備金計		1,280		1,461
負債合計		395,644		403,278
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金		5,000		5,000
資本剰余金				
資本準備金	29,199		29,199	
資本剰余金合計		29,199		29,199
利益剰余金				
その他利益剰余金				
別途積立金	10,000		10,000	
繰越利益剰余金	29,550		39,113	
利益剰余金合計		39,550		49,113
株主資本合計		73,750		83,313
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		2		10
評価・換算差額等合計		2		10
純資産合計		73,753		83,324
負債・純資産合計		469,398		486,602

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前事業年度 〔自平成25年4月1日〕 〔至平成26年3月31日〕		当事業年度 〔自平成26年4月1日〕 〔至平成27年3月31日〕	
	金 額		金 額	
営 業 収 益		53,192		45,589
受 入 手 数 料				
委 託 手 数 料	22,752		14,806	
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	517		448	
募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	23,748		23,566	
その他の受入手数料	6,173		6,768	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		24,943		27,039
金 融 収 益		2,103		1,716
営 業 収 益 計		80,239		74,345
金 融 費 用		1,370		1,148
純 営 業 収 益		78,869		73,197
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費				
取 引 関 係 費		9,472		8,469
人 件 費		26,277		26,190
不 動 産 関 係 費		5,928		6,072
事 務 費		7,956		8,040
減 価 償 却 費		470		499
租 税 公 課		435		437
貸 倒 引 当 金 繰 入 れ		△ 0		△ 6
そ の 他		966		930
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費 計		51,507		50,633
営 業 利 益		27,362		22,563
営 業 外 収 益		393		353
営 業 外 費 用		16		53
経 常 利 益		27,738		22,863
特 別 損 失				
固 定 資 産 売 却 損		197		—
金融商品取引責任準備金繰入れ		366		180
特 別 損 失 計		564		180
税 引 前 当 期 純 利 益		27,174		22,683
法人税、住民税及び事業税		10,392		7,621
法 人 税 等 調 整 額		83		515
当 期 純 利 益		16,698		14,545

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						評価・換 算差額等 その他有 価証券評 価差額金	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計		
		資 本 金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計			
			剰 余 金	別 途 積 立 金				
当期首残高	5,000	29,199	10,000	15,851	25,851	60,051	△ 4	60,047
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000		△ 3,000
当期純利益				16,698	16,698	16,698		16,698
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）							7	7
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	13,698	13,698	13,698	7	13,705
当期末残高	5,000	29,199	10,000	29,550	39,550	73,750	2	73,753

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						評価・換 算差額等 その他有 価証券評 価差額金	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計		
		資 本 金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計			
			剰 余 金	別 途 積 立 金				
当期首残高	5,000	29,199	10,000	29,550	39,550	73,750	2	73,753
会計方針の変更による 累積的影響額				17	17	17		17
遡及処理後当期首残 高	5,000	29,199	10,000	29,567	39,567	73,767	2	73,770
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000		△ 5,000
当期純利益				14,545	14,545	14,545		14,545
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）							7	7
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	9,545	9,545	9,545	7	9,553
当期末残高	5,000	29,199	10,000	39,113	49,113	83,313	10	83,324

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

<p style="text-align: center;">前事業年度 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 〔 自 平成 26 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 27 年 3 月 31 日 〕</p>
<p>1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法 トレーディングに関する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。</p>	<p>1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>2. トレーディング関連以外の有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 (1) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 (2) 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>2. トレーディング関連以外の有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 (1) 時価のあるもの 同左 (2) 時価のないもの 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 〔 自 平成 26 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 27 年 3 月 31 日 〕</p>				
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3～50 年</td> </tr> <tr> <td>器具・備品</td> <td>3～15 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建 物	3～50 年	器具・備品	3～15 年	<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
建 物	3～50 年				
器具・備品	3～15 年				

前事業年度 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕	当事業年度 〔 自 平成 26 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 27 年 3 月 31 日 〕
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 金融商品取引責任準備金 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法の規定に基づき計上しております。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 金融商品取引責任準備金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 〔 自 平成 26 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 27 年 3 月 31 日 〕</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 … 金利スワップ ヘッジ対象 … 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(3) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 連結納税制度の適用 同左</p>

[会計方針の変更]

<p>前事業年度 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕</p>	<p>当事業年度 〔 自 平成 26 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 27 年 3 月 31 日 〕</p>
<p>—</p>	<p>(退職給付に関する会計基準等の適用)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 26 百万円減少し、繰越利益剰余金が 17 百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、当事業年度の 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。</p>

[表示方法の変更]

前事業年度 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕	当事業年度 〔 自 平成 26 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 27 年 3 月 31 日 〕
—	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで、「固定資産除売却損」については、特別損失に計上しておりましたが、当事業年度より通常発生する設備の更新等による費用については、営業外費用に計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は当該取引の性格等を総合的に勘案した結果、経常損益に含めて表示することが当社の事業活動の実態をより適切に反映することになると判断したためであります。</p>

[追加情報]

前事業年度 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕	当事業年度 〔 自 平成 26 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 27 年 3 月 31 日 〕
<p>(法人税等の税率の変更等による影響)</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。また、「地方法人税法」(平成26年法律第11号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人税が課税されることになりました。</p> <p>これらの税率変更等により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は107百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。</p>	<p>(法人税等の税率の変更等による影響)</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が232百万円減少し、法人税等調整額が232百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円増加しております。</p>

[貸借対照表に関する注記]

前事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)																																
<p>1. 担保に供されている資産の状況</p> <p>担保に供されている資産の状況は、次のとおりであります。なお、担保に供されている資産の価額は貸借対照表計上額によっております。</p> <p>(1) 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品有価証券等</td> <td style="text-align: right;">52,778 百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、商品有価証券等を即時決済取引等の担保として 65,014 百万円を差入れております。</p> <p>(2) 担保資産の対象となる債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">55,075 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 担保等として差入れた有価証券の時価額 (上記 1 を除く)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 信用取引貸証券</td> <td style="text-align: right;">5,866 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 信用取引借入金の本担保証券</td> <td style="text-align: right;">8,680 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券</td> <td style="text-align: right;">24,245 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)</td> <td style="text-align: right;">264 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) その他担保として差入れをした有価証券</td> <td style="text-align: right;">23,190 百万円</td> </tr> </table>	商品有価証券等	52,778 百万円	短期借入金	55,075 百万円	(1) 信用取引貸証券	5,866 百万円	(2) 信用取引借入金の本担保証券	8,680 百万円	(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	24,245 百万円	(4) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)	264 百万円	(5) その他担保として差入れをした有価証券	23,190 百万円	<p>1. 担保に供されている資産の状況</p> <p>担保に供されている資産の状況は、次のとおりであります。なお、担保に供されている資産の価額は貸借対照表計上額によっております。</p> <p>(1) 担保に供されている資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品有価証券等</td> <td style="text-align: right;">7,048 百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記のほか、商品有価証券等を即時決済取引等の担保として 70,834 百万円を差入れております。</p> <p>(2) 担保資産の対象となる債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">11,075 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,000 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,075 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 担保等として差入れた有価証券の時価額 (上記 1 を除く)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 信用取引貸証券</td> <td style="text-align: right;">8,436 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 信用取引借入金の本担保証券</td> <td style="text-align: right;">5,861 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券</td> <td style="text-align: right;">69,509 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)</td> <td style="text-align: right;">486 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) その他担保として差入れをした有価証券</td> <td style="text-align: right;">29,482 百万円</td> </tr> </table>	商品有価証券等	7,048 百万円	短期借入金	11,075 百万円	長期借入金	1,000 百万円	計	12,075 百万円	(1) 信用取引貸証券	8,436 百万円	(2) 信用取引借入金の本担保証券	5,861 百万円	(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	69,509 百万円	(4) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)	486 百万円	(5) その他担保として差入れをした有価証券	29,482 百万円
商品有価証券等	52,778 百万円																																
短期借入金	55,075 百万円																																
(1) 信用取引貸証券	5,866 百万円																																
(2) 信用取引借入金の本担保証券	8,680 百万円																																
(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	24,245 百万円																																
(4) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)	264 百万円																																
(5) その他担保として差入れをした有価証券	23,190 百万円																																
商品有価証券等	7,048 百万円																																
短期借入金	11,075 百万円																																
長期借入金	1,000 百万円																																
計	12,075 百万円																																
(1) 信用取引貸証券	8,436 百万円																																
(2) 信用取引借入金の本担保証券	5,861 百万円																																
(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	69,509 百万円																																
(4) 差入証拠金代用有価証券 (顧客の直接預託に係るものを除く)	486 百万円																																
(5) その他担保として差入れをした有価証券	29,482 百万円																																

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)																																																												
<p>3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 信用取引貸付金の 本担保証券</td> <td style="text-align: right;">47,774 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 信用取引借証券</td> <td style="text-align: right;">2,523 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券</td> <td style="text-align: right;">155,111 百万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)</td> <td style="text-align: right;">28,384 百万円</td> </tr> </table> <p>4. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 2,649 百万円</p> <p>5. 保証債務 従業員金融機関からの借入に対する債務保証 残高は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">被保証者</th> <th style="width: 20%;">債務保証 残高</th> <th style="width: 60%;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員 7名</td> <td style="text-align: center;">23 百万円</td> <td>金融機関よりの 住宅借入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">23 百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 関係会社に対する債権及び債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(1) 債権</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債権</td> <td style="text-align: right;">8 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期債権</td> <td style="text-align: right;">857 百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債務</td> <td style="text-align: right;">11,554 百万円</td> </tr> </table> <p>7. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の 条項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">金融商品取引責任 準備金</td> <td style="width: 40%;">金融商品取引法 第46条の5第1項</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">同左</td> </tr> </table>	(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	47,774 百万円	(2) 信用取引借証券	2,523 百万円	(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	155,111 百万円	(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	28,384 百万円	被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容	従業員 7名	23 百万円	金融機関よりの 住宅借入金	計	23 百万円		(1) 債権		短期債権	8 百万円	長期債権	857 百万円	(2) 債務		短期債務	11,554 百万円	金融商品取引責任 準備金	金融商品取引法 第46条の5第1項	同左	<p>3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 信用取引貸付金の 本担保証券</td> <td style="text-align: right;">43,278 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 信用取引借証券</td> <td style="text-align: right;">3,319 百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券</td> <td style="text-align: right;">174,377 百万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)</td> <td style="text-align: right;">25,127 百万円</td> </tr> </table> <p>4. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 2,850 百万円</p> <p>5. 保証債務 従業員金融機関からの借入に対する債務保証 残高は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">被保証者</th> <th style="width: 20%;">債務保証 残高</th> <th style="width: 60%;">被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員 5名</td> <td style="text-align: center;">17 百万円</td> <td>金融機関よりの 住宅借入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">17 百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 関係会社に対する債権及び債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(1) 債権</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債権</td> <td style="text-align: right;">14 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期債権</td> <td style="text-align: right;">1,280 百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期債務</td> <td style="text-align: right;">9,326 百万円</td> </tr> </table> <p>7. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の 条項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">同左</td> </tr> </table>	(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	43,278 百万円	(2) 信用取引借証券	3,319 百万円	(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	174,377 百万円	(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	25,127 百万円	被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容	従業員 5名	17 百万円	金融機関よりの 住宅借入金	計	17 百万円		(1) 債権		短期債権	14 百万円	長期債権	1,280 百万円	(2) 債務		短期債務	9,326 百万円			同左
(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	47,774 百万円																																																												
(2) 信用取引借証券	2,523 百万円																																																												
(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	155,111 百万円																																																												
(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	28,384 百万円																																																												
被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容																																																											
従業員 7名	23 百万円	金融機関よりの 住宅借入金																																																											
計	23 百万円																																																												
(1) 債権																																																													
短期債権	8 百万円																																																												
長期債権	857 百万円																																																												
(2) 債務																																																													
短期債務	11,554 百万円																																																												
金融商品取引責任 準備金	金融商品取引法 第46条の5第1項	同左																																																											
(1) 信用取引貸付金の 本担保証券	43,278 百万円																																																												
(2) 信用取引借証券	3,319 百万円																																																												
(3) 消費貸借契約に より借入れた有価 証券	174,377 百万円																																																												
(4) 受入保証金代用 有価証券 (再担保に供する旨 の同意を得たもの に限る)	25,127 百万円																																																												
被保証者	債務保証 残高	被保証債務 の内容																																																											
従業員 5名	17 百万円	金融機関よりの 住宅借入金																																																											
計	17 百万円																																																												
(1) 債権																																																													
短期債権	14 百万円																																																												
長期債権	1,280 百万円																																																												
(2) 債務																																																													
短期債務	9,326 百万円																																																												
		同左																																																											

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
8. 長期借入金のうち2,775百万円及び1年内返済予定の長期借入金3,950百万円(貸借対照表上は短期借入金に含めて表示)は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)第176条に定める劣後特約付借入金であります。	8. 長期借入金のうち6,000百万円及び1年内返済予定の長期借入金2,775百万円(貸借対照表上は短期借入金に含めて表示)は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)第176条に定める劣後特約付借入金であります。

[損益計算書に関する注記]

前事業年度 〔自平成25年4月1日 至平成26年3月31日〕	当事業年度 〔自平成26年4月1日 至平成27年3月31日〕
関係会社との取引高	関係会社との取引高
関係会社への営業費用 2,618百万円	関係会社への営業費用 2,694百万円
関係会社からの営業外収益 81百万円	関係会社からの営業外収益 81百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	100,000株	－株	－株	100,000株
合計	100,000株	－株	－株	100,000株
自己株式				
普通株式	－株	－株	－株	－株
合計	－株	－株	－株	－株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,000百万円	30,000円	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,000百万円	利益剰余金	50,000円	平成26年3月31日	平成26年6月27日

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	100,000株	－株	－株	100,000株
合計	100,000株	－株	－株	100,000株
自己株式				
普通株式	－株	－株	－株	－株
合計	－株	－株	－株	－株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,000百万円	50,000円	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	5,000百万円	利益剰余金	50,000円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

[1株当たり情報に関する注記]

前事業年度 〔 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 〕
1. 1株当たり純資産額 737,537円 39銭	1. 1株当たり純資産額 833,246円 65銭
2. 1株当たり当期純利益金額 166,989円 50銭	2. 1株当たり当期純利益金額 145,459円 67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(1) 短期借入金

(単位:百万円)

前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
借入先の氏名又は名称	借入金額	借入先の氏名又は名称	借入金額
(金融機関借入金)		(金融機関借入金)	
日本銀行	48,000	株式会社みずほ銀行	6,000
株式会社みずほ銀行	6,000	株式会社りそな銀行	5,000
株式会社りそな銀行	5,000	三井住友信託銀行株式会社	4,500
三井住友信託銀行株式会社	4,500	株式会社三菱東京UFJ銀行	3,945
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,945	株式会社三井住友銀行	3,030
株式会社三井住友銀行	3,030	日本銀行	3,000
その他金融機関借入金	27,840	その他金融機関借入金	26,840
小計	98,315	小計	52,315
(証券金融会社借入金)		(証券金融会社借入金)	
日本証券金融株式会社	1,700	日本証券金融株式会社	1,700
中部証券金融株式会社	50	中部証券金融株式会社	50
小計	1,750	小計	1,750
コール・マネー	42,000	コール・マネー	34,000
(その他借入金)		(その他借入金)	
株式会社岡三証券グループ	4,200	株式会社岡三証券グループ	4,200
1年以内返済予定長期借入金	4,950	1年以内返済予定長期借入金	2,775
合計	151,215	合計	95,040

(2) 長期借入金

(単位:百万円)

前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
借入先の氏名又は名称	借入金額	借入先の氏名又は名称	借入金額
株式会社みずほ銀行(※)	2,475 (1,450)	株式会社みずほ銀行(※)	2,825 (1,025)
株式会社りそな銀行(※)	2,125 (1,250)	株式会社りそな銀行(※)	2,375 (875)
三井住友信託銀行株式会社(※)	2,125 (1,250)	三井住友信託銀行株式会社(※)	2,375 (875)
日本生命保険相互会社	500 (500)	株式会社三菱東京UFJ銀行(※)	1,200 (-)
明治安田生命保険相互会社	500 (500)	日本生命保険相互会社	500 (-)
		明治安田生命保険相互会社	500 (-)
合 計	7,725 (4,950)	合 計	9,775 (2,775)

(注) 1. 括弧内は内書で、1年以内返済予定額であります。

2. (※)は、劣後特約付借入金であります。

(3) 信用取引借入金

(単位:百万円)

前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
借入先の氏名又は名称	借入金額	借入先の氏名又は名称	借入金額
日本証券金融株式会社	8,193	日本証券金融株式会社	5,732
中部証券金融株式会社	28	中部証券金融株式会社	26
合 計	8,221	合 計	5,758

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の
取得価額、時価及び評価損益

(1) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)			当事業年度 (平成27年3月31日)		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産						
(1)株 券	－	－	－	－	－	－
(2)債 券	－	－	－	－	－	－
(3)その他	－	－	－	－	－	－
2. 固定資産						
(1)株 券	64	69	4	64	80	16
(2)債 券	－	－	－	－	－	－
(3)その他	－	－	－	－	－	－
合 計	64	69	4	64	80	16

(2) 時価評価されていないその他有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
固定資産		
株式（非上場株式）	550	558
その他	11	10

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、平成 26 年 3 月期（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）及び平成 27 年 3 月期（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書について、会計監査人である東陽監査法人による会社法第 436 条第 2 項第 1 号に基づく監査を受けております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社では、証券会社の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、コンプライアンスの充実を経営の最重要課題ととらえ、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業倫理の確立に日々努めております。

(1) コンプライアンス態勢

取締役会をコンプライアンス最高責任機関とし、コンプライアンスに関する重要事項については、代表権のある役員を「内部管理統括責任者」として、コンプライアンス関係諸事項を統括管理させています。「内部管理統括責任者」の下に「内部管理統括補助責任者」を、各営業店には「営業責任者」と「内部管理責任者」を配置して、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守、投資勧誘や顧客管理が適正に行なわれるよう意識醸成や教育指導を行い、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンス関係諸事項を担当する部署としては、本店に業務監査部、法務部、取引審査部、検査部の4部を置いて、法令遵守態勢や顧客保護に関する管理態勢の整備・確立を図っております。

(2) コンプライアンスの実践

全役職員が業務を遂行する上でのコンプライアンスの基本的な心構えとして、「倫理コード」を制定し、イントラネットに掲載して全職員に周知徹底するとともに、当社ホームページで公表しております。コンプライアンスの取組みとしては、コンプライアンス状況を点検する社内検査をはじめ、顧客取引のモニタリング、各種研修を開催するなどにより、コンプライアンス実践の充実・強化に努めております。

(3) 内部管理部门の組織

内部管理部门の組織、部署別の業務分掌につきましては下記のとおりであります。

部名	業務分掌	部名	業務分掌
業務監査部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 残高照合に関する事項 2. 顧客の有価証券等の売買その他の取引等の状況の考査に関する事項 3. 管理資料による顧客管理に関する事項 4. 営業員の営業活動の状況の考査に関する事項 5. 特定顧客の情報に関する事項 6. 証券事故に関する処理 7. 苦情、紛争及び事故に関する調査及び処理 8. 事故等の立替金の管理及び処理に関する事項 	法務部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 顧客等との訴訟、調停等に関する事項 2. 顧客等との紛争についての法律事項 3. 裁判所、行政当局等からの照会に関する事項 4. 契約書等対外的重要文書の作成に関する助言・審査 5. 業務運営に必要な関係諸法令・諸規則に係る調査、研究及び指導に関する事項 6. その他当会社の業務全般に関する法律指導
取引審査部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券等の価格形成動向の監視に関する事項 2. 内部者取引の未然防止のための情報管理・顧客管理・売買管理に関する事項 3. 役職員自己取引の管理に関する事項 4. 利益相反のおそれのある取引等の管理に関する事項 5. 利益相反管理体制の整備に関する事項 	検査部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社内検査に関する事項 2. 証券事故に関する調査

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

項目	平成26年3月31日 現在の金額	平成27年3月31日 現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	20,248百万円	22,349百万円
顧客分別金信託額	20,300百万円	22,400百万円
期末日現在の顧客分別金必要額	19,360百万円	21,560百万円

② 有価証券の分別管理の状況

イ. 保護預り等有価証券

有価証券の種類			平成26年3月31日現在	
			国内証券	外国証券
株	株数		2,214,796千株	176,658千株
債	額面金額		796,617百万円	353,718百万円
受益証券	口数		1,907,794百万口	8,901百万口
その他	新株予約権証券	ワラント	2,457千個	4,988ワラント
	コマーシャル・ヘーパ	額面金額	19,200百万円	—
	日本型預託証券	額面金額	7百万円	—

有価証券の種類			平成27年3月31日現在	
			国内証券	外国証券
株	株数		2,079,695千株	145,837千株
債	額面金額		781,149百万円	337,019百万円
受益証券	口数		2,215,107百万口	8,579百万口
その他	新株予約権証券	ワラント	4千個	4,210ワラント
	コマーシャル・ヘーパ	額面金額	17,800百万円	—
	日本型預託証券	額面金額	1,060百万円	—

ロ. 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類			平成26年3月31日現在	平成27年3月31日現在
株	株数		75,279千株	65,421千株
債	額面金額		1,422百万円	362百万円
受益証券	口数		3,330百万口	3,060百万口
その他(日本型預託証券)	金額		4百万円	110百万円

注) 受入保証金代用有価証券のうち、顧客分別金の計算の対象とされる第三者への再担保差入はありません。

<参考時価情報>

株券の参考時価情報

保護預り等有価証券

平成 26 年 3 月 31 日現在		平成 27 年 3 月 31 日現在	
国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
1,429,949 百万円	49,084 百万円	1,643,214 百万円	73,381 百万円

受入保証金代用有価証券

平成 26 年 3 月 31 日現在	平成 27 年 3 月 31 日現在
41,468 百万円	41,850 百万円

ハ. 管理の状況

顧客の有価証券は、法令を遵守して下記のように分別管理しております。

有価証券の種類	会社の管理形態
国内上場株券 上場新株予約権付社債券 上場投資証券等 上場出資証券 上場新株予約権証券	原則として、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、当社は口座管理機関として証券保管振替機構において、自己口座と顧客口座に区分した振替口座簿により当社の固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理しております。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により、直ちに判別できるよう管理しています。但し、日本銀行出資証券につきましても、券面不発行対象外であるため、当社金庫において固有有価証券等の管理場所と明確に区分し、単純保管の場合は、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で管理し、混蔵保管の場合は、帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。
国内上場外国株券	「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、当社は口座管理機関として証券保管振替機構において、自己口座と顧客口座に区分した振替口座簿により当社の固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して管理しています。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。
新株予約権付社債以外の国内債券	<ul style="list-style-type: none"> 当社金庫において、帳簿等により当社の固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して管理しています。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。 国債及びその他の債券の券面不発行分については、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、当社は口座管理機関として国債は日本銀行において、その他の債券は証券保管振替機構において自己口座と顧客口座に区分した振替口座簿により固有有価証券と顧客有価証券とを区分管理しております。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により、直ちに判別できるよう管理しています。

<p>国内投資信託受益証券 国内投資信託受益権 上場投資信託受益権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内投資信託受益証券については、当社金庫にて帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して管理しています。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により直ちに判別できるよう管理しています。 ・国内投資信託受益権及び上場投資信託受益権については、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、当社は口座管理機関として証券保管振替機構において、自己口座と顧客口座に区分した振替口座簿により固有有価証券と顧客有価証券とを区分管理しております。顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により、直ちに判別できるよう管理しています。
<p>外国株券 外国債券 外国投資信託受益証券等</p>	<p>海外の保管機関において、固有有価証券等と顧客有価証券とを区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分は、当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で混蔵して管理しています。但し、上海証券取引所上場株式、シンセン証券取引所上場株式については、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しています。</p>

(2) 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

該当ありません。

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

該当ありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 企業集団の構成

該当ありません。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当ありません。

(ご参考) 当社プロフィール要約

商 号： 岡三証券株式会社

Webサイト： <http://www.okasan.co.jp>

設 立： 平成 15 年 4 月

資 本 金： 50 億円

代 表 者： 取締役社長 新堂 弘幸 (平成 26 年 4 月就任)

従 業 員 数： 2,358 人 (平成 27 年 3 月末)

(うち登録外務員数 2,279 人)

金融商品取引業の登録状況： 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業

登 録 番 号： 関東財務局長（金商）第 53 号

加 入 協 会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加 入 取 引 所： 札幌証券取引所、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、
福岡証券取引所、東京金融取引所

加 入 投 資 者 保 護 基 金： 日本投資者保護基金

指 定 紛 争 解 決 機 関： 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(略称：FINMAC)

【個人・一般事業法人向けの商品・サービス（主なもの）】

取扱商品 取引形態	株式		債券		投資 信託	ETF	REIT	先物・ オプション	証券 CFD	FX 取引
	国内株	外国株	国内債	外国債						
対面取引	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
コール センター	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
インター ネット	○	○ (※1)	×	×	○ (※2)	○	○	×	×	×

○：取扱あり。×：取扱なし。詳細は、当社営業店舗までお問い合わせください。

※1 インターネットでの外国株取引は、香港市場上場銘柄のうち一部の銘柄のお取り扱いとなります。

※2 インターネットでの投資信託取引は、当社取扱い銘柄のうち一部の銘柄のお取り扱いとなります。

当社では、上記の商品・サービスのほか、有価証券の引受け業務や機関投資家向けの各種商品やサービスの提供なども行っております。当社の業務の詳細は、「業務及び財産の状況に関する説明書」本文をご参照ください。

岡三証券株式会社

企画部

〒103-8278 東京都中央区日本橋 1-17-6

TEL 03(3272)2211(代)

OKASAN SECURITIES CO., LTD.

<http://www.okasan.co.jp/>